

臨時運行許可申請には、次の書類の提示が必要となります

○申請自動車と同一性を確認するための提示書類

提示書類	説明
自動車検査証	登録されている車両にはすべて備えつけられている
抹消登録証明書	抹消されている車両
自動車通関証明書	輸入自動車の場合
自動車検査証返納証明書	抹消されている二輪自動車
完成検査終了証・ 譲渡証明書	形式指定自動車の新車
自動車製作証明書・ 譲渡証明書	形式指定自動車以外の新車
その他、自動車の同一性を確認できる書面（登録事項等証明書等）	

○自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）又は自動車損害賠償責任共済に加入していることを確認するための提示書類

- ・自動車損害賠償責任保険証明書（自賠責保険証）
- ・自動車損害賠償責任共済証明書

○申請者について、本人であることを確認するための提示書類

- ・運転免許証
- ・住民票
- ・外国人登録証
- ・その他

※申請については申請自動車を運行する前日若しくは当日に行ってください。